

ソ連における社会保障

鷲谷善教

まえがき

ソ連では勤労者の文化的・物質的生活の全面保障の基本的な形態として、国家社会保険、国家社会保障、コルホーズ員社会保障の三形態がある。その他、これらに属しない各種の保障があるが、これを広義の社会保障とすれば、上記の二つの「社会保障」は狭義の社会保障ということになる。事実、ソ連では社会保障という用語は主として狭義の「社会保障」に用いられているので、労働者・職員のみを対象としている社会保険とは区別する必要がある。

ところで、ソ連における社会保障(広義)の基本原則は1912年1月、プラハで開催されたボルシェビキ党の代表者会議で採択されたレーニン起草の保険綱領に基づいている。この文書のなかでは労働者たちの社会保険の最良形態は労働能力喪失のあらゆる場合に賃金を完全に補償するという原則に基づく国家保険であることが指摘されているが、10月革命直後の1917年11月には政府は早くも労働者と農民に関する布告を公布している。この布告に続いて、社会保険関係の一連の法令がつぎつぎとあらわれるのであるが、それは、失業保険、疾病保険、被保険者の自主管理についての保険機関の改革に関するものであった。

第1次5ヵ年計画時代(1928—32年)には多くのカテゴリーの労働者・職員のために年金保障の制度がつくられ始め、老齢年金の受給年齢は男子は60歳、女子は55歳となった。

1930年には失業者がソ連にいなかったため、失業保険の必要がなくなり、失業保険制度は廃止された。

そして、1936年の新ソ連憲法の制定とともに、ソ連市民は、社会的地位、人種、民族、宗教、性

別に関係なく、老齢および労働能力喪失の場合における生活を全面的に保障される権利を得た。また、1956年には国家年金法が制定され、従来の年金制度に改革が加えられて、年金支給額は増加し、被保険者は拡大するようになった。

さらに、1964年には労働者・職員の年金保障の経験を利用して、コルホーズ員を対象とした年金と手当に関する法律が制定された。

このようにソ連の社会保障(広義)は前進を続けているものの、戦時共産主義の時代、新経済政策(ネップ)の時代、独ソ戦の時代、戦後の復興の時代等を経て、今日にいたったものであり、最初からけっして順調に発展してきたものではない。

ところで、ソ連共産党第23回大会(1966年)におけるソ連国民経済発展の5ヵ年計画(1966~70年)の基本方針では、社会的消費フォンドの負担において国民に提供される金銭的な支給や特典は40%以上の増が見込まれているが、これには、社会保険による保障、各種の手当、年金、奨学金、有給休暇、無償の教育と無料の医療サービス、サナトリウムや休息の家への無料または特典の利用、幼稚園や保育所の経営費、その他の社会的・文化的サービスの提供等の改善が考えられている。

こうした広い意味での社会保障の基本命題はソ連憲法第120条と第122条に基礎をおいている。それはつぎのとおりである。

第120条 ソ連の国民は老齢ならびに病気で労働能力を喪失した場合、物質的保障の権利をもつ。この権利は国家の負担において、勤労者に対する無料の医療援助と広範な療養地網を勤労者の利用に提供することによって保障される。

第122条 ソ連における女子は経済的、国家的、文化的、社会的、政治的生活のあらゆる分野

において男子と平等の権利を与えられる。これらの女子の権利を実現する可能性は男子と同様に女子に対して労働、賃金、休息、社会保険および教育の権利を与えることによって、母および子の利益に対する国家的保護によって、多子母および独身の母に対する国家的援助によって、妊娠時において女子に有給休暇を与えることによって、広範な産院、保育所、幼稚園網によって、保障される。

I 国家社会保険

国家社会保険（以下社会保険）はソ連の社会保障（広義）の中では歴史的にも中核をなすものであるが、労働者・職員およびその家族の多面的な物質的・文化的生活の消費を充足させるもっとも重要な根源となっている。

こうして、社会保険に対する国庫支出も年々増加しているが、社会保険予算は1945年には9億5,700万ルーブルであったものが1950年には19億5,910万ルーブル、1955年は26億4,840万ルーブル、1960年は70億7,580万ルーブル、1965年は104億4,900万ルーブル、1969年は148億ルーブル余とその増加額は著しい。これは全社会的消費フォンドの約3分の1にあたるとみられている。

社会保険の運営管理の最高の責任機関はソ連労働組合中央評議会であるが、同評議会は第9回総会において前述のソ連共産党第23回大会の決定にもとづいて、5ヵ年計画で計画されている年金保障の改善が国家社会保険の重要性を一層高めるであろうと強調し、労働組合が医療サービスの改善、健康の増進、勤労者の罹病率低下、社会保険資金の合理的活用に積極的に取り組むべきことをうたっている。

社会保険資金の正しい支出はなによりも勤労者と日常的に直接接触している労働組合の工場・地区委員会とその活動家の仕事如何にかかる問題であるが、この委員会はいかなる職域で保険業務にたずさわリ、勤労者に対する年金・手当の支払いやその他のサービスの提供などの問題を決定したりしている。

社会保険は企業、機関の納付する保険料と国家予算による補助金を財源として、国の負担において実施され、労働者、職員には何の負担もない。したがって賃金から保険料を控除されることもなく、別途に支払う必要もない。また、前述のように社会保険の管理運営には労働組合があたっているが、これは1933年、労働人民委員部の廃止に伴い、労働保護と社会保険の業務が全面的に労働組合に移管されて以来のことである。

社会保険は国家、協同組合および公共の企業、機関、団体等で働くすべての労働者と職員、家庭内消費経済に働く個々の市民等に適用されるが、この限りにおいては年齢、性別、勤続年限、労働の報酬形態は関係しない。

したがって、社会保険の適用をうける者は誰でも、一定の規則にもとづいて、手当、年金およびその他の種類のサービスによる保障を受けている権利をもっている。

社会保険は社会保険の被保険者の家族にも適用され、扶養者喪失の場合の年金や、二、三の手当を受けることができる。

選任職についているもので、報酬を得ている者も社会保険の適用を受ける。

取引高のパーセントで賃金をもらっている販売・購買機関で働いている従業員は最低の生活保障がない場合でも、販売・購買組織の常勤であれば、社会保険の被保険者になることができる。

家庭で働いている者（家内業者、内職者）は企業の注文を受けて働いている場合は、社会保険を受けることができる。ただし、手当に対する権利は本人あての賃金支払い簿が交付されている場合に限って与えられる。

身体障害者ホームや老人ホームあるいは癲病患者収容所に収容されている障害者は一定の職に常時就いている場合にだけ社会保険を受けることができる。ただし、身体障害者の家の補助的な仕事に従事している身体障害者は常用になった場合にはじめて社会保険を受けられるようになる。

社会保険は軍人および保障関係で軍人と同等の立場にあるもの、あるいは民警の幹部や一般民警には適用されない。

また、社会保険はコルホーズ員には適用されない。コルホーズ員の場合はコルホーズ員の社会保険基金の負担で保障される。

さらに、民法上の契約、たとえば、請負、委託契約あるいは著作契約等によって働いている者、文書による契約によらないで、短時間、あるいは偶然的に仕事に従事している者などには社会保険は適用されない。

社会保険は物質的保障だけでなく、ソ連市民の病氣や障害の予防、健康保持のため、保健・予防処置を講じることが一般課題としているが、その手段としてはつぎのようなものがある。①手当、②年金、③保健、予防等、④児童に対するサービス。

手当のうちもっとも重要なものは、傷病等の際の手当であるが、これには一時的労働不能手当（いわゆる傷病手当）と妊娠・分べん手当がある。このほかに出産手当、死亡手当および、職業転換のための技能教育訓練期間中の手当などがある。

労働者・職員の年金には、老齢年金、身体障害年金、一定分野の専門家（たとえば、教育・保健関係の知的労働者）に対する功労年金、労働者・職員の家族に対する遺族（扶養者喪失）年金、等がある。

保健・予防策として具体的にとられている手段としては、予防診療所、サナトリウム療養地等における医療、休息の家への送致、観光旅行、登山、療養食（養生食）、等である。

なお、社会保険予算で毎年相当額を占めているものに、ピオネール・キャンプへの無料または割引パスの発行や児童サナトリウムに関する諸費用、あるいは児童に対する各種の校外サービスに要する費用がある。

主な手当・年金は次のとおりである。

(1) 一時的労働不能手当

労働者・職員は一時的に労働能力を喪失した場合、法律によって、手当を受けることができるが、それはつぎのような場合である。

- ① 一時的な労働能力の喪失を伴う病氣または怪我の場合
- ② サナトリウム・療養地等で医療を受けるため休暇をとった場合
- ③ 病氣の家族を看護するため休暇をとった場

合

- ④ 検疫（伝染病）隔離の場合
- ⑤ 補装具製作所附属病院において整形外科の治療・訓練を受ける場合
- ⑥ 結核または職業病にかかり、一時的に他の仕事に移る場合

これらの場合には、手当は医療券によってのみ与えられるが、医療券の現行規定で、手当が支給されない場合には、医療券は労働能力喪失の期間を証明し仕事から解放されるための書類となる。

病氣や怪我の場合は、医師が本人を診断して、一時的な労働能力の喪失であると認定し、医療券を与えると、それにもとづいて手当が支給されることになっている。医師のもとにきた労働者や職員が労働能力のある場合は、医療券の交付は行わないで、必要な医療は与える。

労働能力のある労働者・職員に対して、医師が何らかの医療処置（物理療法、レントゲン写真撮影等）や実験的な研究、検査を指示したときは、医療券は交付されない。そして、それらの処置は原則として労働時間外に行われる。したがって、医療施設のそれらの処置にあたる室の業務は夜間あるいは一般休日に行われる。

ところで、一時的労働不能手当は、病氣や怪我の種類によって、保障条件や額が違ってくるが、それは、①一般の病氣、②業務外での外傷、③労働災害および職業病、に分けることができる。

しかし、手当をうける権利は原則として、勤務期間に関係なく、労働に就いた第1日目から得ることができる。

手当受給の権利と手当の支給額とは問題は別で、手当に対する権利は勤務期間には関係はないが、勤務期間は手当額決定の際に関係してくる。

しかし、一般原則から、つぎのような場合は除外例となる。たとえば、労働規律に違反したり（欠勤を含む）、罪を犯したため、前の職場で解雇された労働者や職員は、労働災害や職業病の場合は別として、新しい職場で6ヵ月以上働いてからはじめて、あらゆる場合に一時的労働不能手当をうける権利をもつようになる。

これに反し、以上の原因のいずれかで前の職場

を追われたものが、新しい職場で6ヵ月働かないうちに労働能力を喪失した場合は、手当を受けることはできない。

しかし、労働災害または職業病の結果、一時的に労働能力を喪失した場合は、上記の理由で解雇されたものを含め、すべての労働者・職員は最初の労働日から手当受給の権利をもつ。

労働災害または職業病の結果によって一時的な労働不能におちいった際の手当は、国家、協同組合、公共の企業、機関、団体等で働く労働者・職員には勤務期間や労働組合員の資格の有無とは関係なく、100%が支給される。

しかし、それ以外の原因、たとえば、一般の病気、業務外での外傷、病気の家族の看護、検疫隔離、その他による一時的労働不能の場合は、労働組合員であるとないとでは格差がつく。すなわち、労働組合員で同一または同種の企業や機関等での勤続年限が3年未満の場合は、手当額は賃金の50%、3年から5年まで60%、5年から8年まで70%、8年から12年まで80%、12年以上90%となるが、非組合員は以上の半額である。

また、労働能力喪失の日まで18歳に達していないが、労働組合員である労働者や職員の場合は手当額は賃金の60%、非組合員は30%となっている。

祖国戦争の身体障害者については、労働組合員である場合は、勤続年限に関係なく、賃金の90%が支給されるが、非組合員の場合は45%となっている。

国家、協同組合、公共の企業、機関、団体の労働者・職員の一時的労働不能手当は非組合員をふくめ、都市および労働者の町では月30ルーブル、農村では月27ルーブル、あるいは1日につきつぎの額を下ることはできない。

	〔都市および労働者の町〕	〔農村〕
月に24労働日の場合	1ルーブル 25コペイク	1ルーブル 12.5コペイク
月に25労働日の場合	1ルーブル 20コペイク	1ルーブル 0.8コペイク
月に26労働日の場合	1ルーブル 15.4コペイク	1ルーブル 0.38コペイク
月に27労働日の場合	1ルーブル 11.1コペイク	1ルーブル 00コペイク

しかし、日割手当は従業員の実際の1日平均賃金をこえることはできない。これは、実際の賃金が上記の手当最低額より低いことになると、手当は賃金の100%の額で支給しなければならなくなるからである。

なお、上表のように手当の最低額は手当受給者が働いている企業、機関、団体の所在地との関係において適用される。

一般の病気、業務外での外傷による一時的労働能力喪失、病気の家族の看護、検疫隔離、整形外科手術、サナトリウム・療養地での医療等の場合の手当は賃金や労働組合員の資格に関係なく、1日10ルーブルをこえることはできない。

しかし、労働災害や職業病の場合は最高額が支給される。

各市民の家内経済および宗教団体に雇われて働いている者には労働災害・職業病の場合をふくめあらゆる場合に一時的労働不能手当が支給されるが、その額はつぎのとおりである。すなわち、1年以上労働組合員である者に対する手当は労働不能の最初の20日間は賃金の3分の2、残りの日数は賃金の90%である。

非組合員の場合は上記の手当は賃金の2分の1となる。なお、これらの従事者にも手当の最高額がきめられているが、その額は1日10ルーブルが限度である。最低額は適用されない。

(2) 妊娠、分べん、出産手当

イ. 妊娠・分べん手当

女子は産前・産後各56日の休暇をとる権利をもっているが、休暇を与えられた日から分べんの日まで56日をこえた場合あるいはそれ以下の場合、手当は、実際の休暇日数に対して支給される。

分べん後の休暇については法定の休暇日数どおりで、伸縮されることはないが、異常分べん、あるいは双生児、三つ子出産の場合には産後の休暇は70日与えられることになっている。

企業、機関、団体の管理部は婦人の要請に応じて、産後の休暇の終了後3ヵ月までの期間にわたって追加の休暇を与えなければならない。ただし、この場合、有給休暇とはならないが、この休

暇は勤務期間に加算される。

また、本人が希望すれば、年次休暇を産前産後の休暇にマッチさせることが必要になっている。

産前の休暇が年次休暇とかち合うときは、年次休暇は中断され、妊娠、分べんの医療券が交付され、年次休暇の余りの日数は、産後の休暇の終了に引きつづいて与えられる。

ところで、社会保険の資金負担による妊娠・分べん手当に対しては、社会保険の適用を受けているすべての勤労婦人が受給の権利をもっている。この権利は勤務期間に関係なく行使することができる。しかし一般の勤務期間と勤続期間および労働組合員の有無は手当額決定の場合には重要な意義をもって来る。

国家、協同組合、公共の企業、機関、団体に働く婦人はコルホーズの議長、機械化技術員および専門家をふくめて、妊娠・分べん手当を支給されるが、労働組合員である場合には、つぎの者に対して全休暇期間にわたって賃金の全額が支給される。すなわち、①全勤務年数が3年以上で、そのうち、勤続年数が2年以上の者、②1年以上勤続した18歳未満の者、③元パルチザンおよび祖国戦争の身体障害者、④勲章をもっている者、⑤全勤務年数が1年以上の革新者または先進者。

以上のうち、勤続年数は2年であるが、全勤務年数が3年に満たない者および勤務年数は1年未満であるが、18歳未満の者については休暇の初めの20日間に対しては賃金の4分の3、残りの休暇に対しては全額が支給される。

また、1年以上2年にいたる間継続して勤務した者には休暇の初めの20日間に対して賃金の3分の2、残りの休暇には全額、継続勤務が1年未満の者には休暇の全期間に対して賃金の3分の2が支給される。

非組合員の場合は、すべての婦人に対し、全休暇期間について賃金の3分の2が支給される。

各市民や市民グループの家内経済あるいは宗教団体で働く婦人には、1年以上労働組合員であれば、産前休暇の初めの20日間については賃金の3分の2、残りの産前休暇と産後の休暇については全額が、そして、1年未満の組合員ならびに非

組合員には休暇の全期間にわたって賃金の3分の2が支給される。

妊娠・分べん手当は1時的労働不能手当と同じ手続きで社会保険委員会によって支給される。

ロ. 出産手当

労働者・職員の子どもが出産した場合、社会保険の資金負担で新生児の保育用品の入手と育児に對して一時手当の形で物質的保障が行われる。

出産手当は社会保険の適用を受けている労働者・職員のほか、高等・中等専門学校、党学校等の学生や大学院学生で労働者または職員として就学前に労働したことのある者にも与えられる。

出産手当は両親のいずれかが子どもの出産まで3ヵ月継続勤務をしておれば支給される。

勤続期間は一時的労働不能手当の場合と同様の算定方式によるが、学生たちの場合は修学期間が考慮される。

家内経済に雇われあるいは宗教団体で働いている者に対しては、出産手当はその額が出産日まで1あるいは数ヵ所で12ヵ月以上継続して働いた場合（1ヵ月について15日未満仕事を中断している場合は認められる）に支給される。

出産手当は出産前2ヵ月の月平均賃金が50ルーブルをこえる場合は支給されない。しかし、この場合、賃金は全額が、また年金を受けている者についてはその年金額が保障されている。

上記2ヵ月間に親が一時的な労働不能のため全労働日を働かなかった場合（母親が産休に入っていて妊娠手当を受けている場合など）には、一時的労働不能手当の算定の基礎となった1日平均賃金が2ルーブルをこえなければ、出産手当は支給される。

学生の場合は奨学金が算定の対象となる。

石炭産業等の地下労働に雇用されている労働者の場合は、勤続期間や賃金額に関係なく出産手当が支給される。

また労働者・職員が軍に招集された場合も、条件つきではあるが、出産手当に対する権利を保有する。

父は母との結婚を登録している場合は、手当の受給権をもつ。

新生児の世話に必要な保育用品に対する手当は子の母が農業にたずさわっている場合でも支給される。しかし、育児手当の方は母が農村で子と一緒に生活し、コルホーズの構成員となっている場合は支給されない。

子どもの両親が死亡していない時には手当は後見人に支払われる。

双生児または三つ子が出産したときは、手当はそれぞれの子どもについて支給される。

新生児の保育用品に対する手当は一時金として12ルーブル、育児手当は18ルーブルとなっているが、育児手当は2期に分けて支給され、最初は保育用品（産着類）手当と一緒に、10ルーブル、残りは子どもが5ヵ月に達したときに8ルーブル支給される。

(3) 労働者・職員およびその家族の年金保障

労働者・職員およびその家族の年金保障は国家年金法および国家年金の給付と支払いの秩序に関する規定(1956年8月)によって定められているが、この年金は社会保険の適用を受けているものを対象とし、その主要なものは老齢年金、身体障害年金、遺族年金、功労年金の4種である。

イ. 老齢年金

老齢年金は男子の場合は、全勤務年数25年以上で、60歳に達したとき、女子の場合は全勤務年数20年以上で、55歳に達したときに給付を受けることができる。

老齢年金は地下労働、有害な労働条件を伴う作業および高熱の職場における作業に従事する労働者・職員には受給の条件ならびに額において特典が与えられる。すなわち、男子については、勤務年数20年以上で50歳に達したとき、女子については、勤務年数15年以上で、45歳に達したときに受給資格が生まれる。

なお、老齢年金受給に必要な勤務年数のうち、特定の作業に2分の1以上働いた者には特典がある。たとえば、合計して、30年間働き、そのうち10年以上、鍛冶・圧搾工場における高熱の型打に圧搾工として働いた者には、50歳に達したとき、年金に特典がつく。

その他の特定の重労働に従事した労働者・職員

については、男子の場合、25年の勤務年数があって55歳に達したとき、女子の場合、20年の勤務年数があって50歳に達したとき、年金を受けることができる。

このほか、5人またはそれ以上の子どもを生み、彼らを8歳まで育てた婦人の場合は、15年以上の勤務年数をもって、50歳に達したとき受給の資格が生まれる。この場合、本人がどのような労働に雇用されたかどうかは問われないし、また、子どもが彼女と生活を共にしたか、あるいは別に暮らしたかも問題にされない。さらに、彼女が年金受給の権利を与えられる年齢に達する時まで、子どもたちが皆生存していたかどうか問題外である。

盲目の労働者・職員に対する老齢年金には特典がつく。すなわち、男子の場合は、勤務年数15年以上で、50歳に達したとき、女子の場合は勤務年数10年以上で40歳に達したとき、年金を受けることができる。

脳下垂体の萎縮した労働者・職員の場合は、男子は勤務年数20年以上で50歳に達したとき、女子は勤務年数15年以上で40歳に達したとき、年金が受けられる。

老齢年金の額は賃金によって変わるが、地下、有害、高熱の職場に働く労働者・職員の場合は年金額は他よりも高い。

その年金額は表1のとおりである。

表 1

月額賃金	年 金			
	地下労働、有害な労働条件を伴う作業および高熱職場に働くものを除く労働者・職員		地下労働に有害な労働条件を伴う作業および高熱職場に働く労働者・職員	
	賃金に対する割合 (%)	年金最低額 (割増を) 除く ルーブル	賃金に対する割合 (%)	年金最低額 (割増を) 除く ルーブル
35ルーブルまで	100	30	100	30
35ルーブルから50ルーブルまで	85	35	90	35
50ルーブルから60ルーブルまで	75	42.5	80	45
60ルーブルから80ルーブルまで	65	45	70	48
80ルーブルから100ルーブルまで	55	52	60	56
100ルーブル以上	50	55	55	60

以上のように老齢年金の最低額は月額 30 ルーブルであるが、最高額は割増金をふくめて月額 100 ルーブルである。

なお、農村で常住し、農業にたずさわっている年金生活者に対しては、上記の基準の 85% の年金が支給される。

ロ. 身体障害者年金

この年金は一時的な労働能力の喪失とは違って、永久または長期にわたって、労働能力を完全にまたは部分的に喪失した場合に支給される。

年金給付の条件や額は身体障害の原因と類によって違ってくるが、原因は、労働災害または職業病と一般の病気とに区分されている。また、労働能力喪失の程度に応じて、身体障害は三つの類に分けられるが、この類は、1956 年 8 月のソ連保健省と全ソ労働組合中央評議会が確認した規定によっている。

そして、障害の原因と類の査定は医療労働専門委員会が行う。

この医療労働査定委員会（都市、地区、地区間）は外科医、内科医、神経科医の専門家と社会保障部代表と労働組合代表で構成されているが、結核患者や精神病患者の労働能力を査定するときには、特別の医療労働査定委員会がつくられる。

身体障害の認定を受けた者には「医療労働査定委員会証明書」が交付されるが、1 類の者は同委員会に 2 年に 1 回、2 類、3 類の者は年に 1 回再証明を受ける必要がある。再証明の期間の指示のない者は、60 歳以上の男子、55 歳以上の女子その他祖国戦争の身体障害者等である。

労働者・職員に対する身体障害者年金はその障害が労働の前・中・後に起こったかどうかに関係なく支給される。年金受給の権利をもった者はいつでも年金を請求することができる。ただ、障害の原因が労働災害または職業病による者と一般の病気または傷害による者とは、年金支給の条件と額で違いがあり、前者の場合は勤務期間に関係なく支給されるが、後者の場合は一定の勤務期間が必要である。

以上を例にとると、表 2 のとおりになる。

なお、20 歳未満の者には、労働期間中または労働

表 2

年金請求日の年齢	必要な勤務年限		
	男	女	地下労働、有害な条件を伴う作業、高熱職場の労働に従事したもの（男女共通）
20 歳以上 23 歳未満	3	1	1
23 " 26 "	2	2	2
26 " 31 "	5	3	3
31 " 36 "	7	5	5
36 " 41 "	10	7	6
41 " 46 "	12	9	7
46 " 51 "	14	11	8
51 " 56 "	16	13	10
56 " 61 "	18	14	12
61 歳以上	20	15	14

働をやめた後で身体障害となった場合は勤務期間に関係なく年金が支給され、また就職前に身体障害となった場合は、1 年以上の勤務期間があれば年金は支給される。

年金額は労働者・職員の賃金、身体障害の原因と類、労働条件等によって異なってくるが、以上のほか、各種の割増金がつく場合がある。労働災害・職業病による障害の場合は一般の病気等による場合よりも年金額は高い。

労働災害・職業病による場合は、地下労働、有害労働、高熱職場の労働に従事した者に対する年金額は、第 1 類の障害者については月額 60 ルーブルまでの賃金に対し 100%，残りの賃金に対し 20%，第 2 類の者については月額 60 ルーブルまでの分に対し 90%，残りの分には 20%，第 3 類の者については月額 60 ルーブルまでの分は 65%，残りの分は 20% となっている。

なお、上記以外の重労働に従事した者で労働災害や職業病によって身体障害者となった者、および硅肺病で身体障害者となった者についても特別の配慮がなされている。

これらに対し、一般の病気等による場合の身体障害者の年金はつぎようになる。この場合においても、地下労働等重労働に従事した者の条件は他よりも好い。

① 地下労働、有害労働および高熱職場に雇用された労働者・職員の場合

第 1 類の障害者については、月額 60 ルーブルまでの賃金に対しては 85%，残りの分に対しては

20%, 第2類については、月額60ルーブルまでの分は65%, 残りの分は20%, 第3類については、月額60ルーブルまでの分は45%, 残りの分は20%。

② その他の重労働に雇用された労働者・職員の場合

第1類の者には月額50ルーブルまでの賃金には85%, 残りの分には15%, 第2類の者には50ルーブルまでは65%, 残りは15%, 第3類の者には50ルーブルまでは45%, 残りは15%。

③ 上記以外の労働に従事した労働者・職員の場合

第1類の者には50ルーブルまでの賃金には85%, 残りは10%, 第2類の者には、45ルーブルまでは65%, 残りは10%, 第3類の者には40ルーブルまでは45%, 残りは10%。

なお、一般の病気等による年金の最低額は第1類は月50ルーブル、第2類は30ルーブル、第3類は16ルーブルで、最高額は第1類は月90ルーブル、第2類は60ルーブル、第3類は40ルーブルである。

農村に常住し、農業にもたずさわっている者には老齢年金の場合と同様障害者年金は上記の基準の85%である。

以上のほか、身体障害者年金には勤務年数、勤続年数、扶養家族や保護の必要性等に応じて一定の附加給付があり、男子60歳、女子55歳以上の身体障害者に対しては年金は終身支給される。その他の者については年金受給の資格は労働能力喪失の期間だけである。

ハ. 遺族年金 (扶養者喪失の場合の家族に対する年金)

遺族年金は労働者・職員または年金生活者が死亡した場合、労働能力のない扶養家族に支給されるものであるが、その対象はつぎのとおりである。

①16歳未満 (学生は18歳未満) の子供、兄弟・姉妹および孫。あるいはこれをこえる年齢でも16歳未満 (学生は18歳未満) で身体障害者となった者。ただし、兄弟・姉妹、孫については、労働能力のある親のいない場合に限る。

②男子60歳、女子55歳に達した、あるいは身

体障害者である父、母、夫、妻。

③死亡者の8歳未満の子供、兄弟・姉妹、孫の世話をし、かつ働いていない両親または夫妻のうちの1人 (この場合、年齢、労働能力のいかんは問われない)。

④法律的には扶養義務者のいない祖父母。

なお、養父母は実父母と同様に、養子は実子と同様に年金受給の権利をもっている。

継父、継母も実父母と同じく遺族年金を受けることができるが、10年以上継子 (男・女) に扶養されていた場合に限る。また継子 (男・女) は実父母から養育費を受けていない場合は、継父、継母が死亡したとき、実父母の場合と同様の遺族年金を受けることができる。

遺族年金の額は死亡が一般の病気に原因するか、労働災害または職業病に原因するかによって異なり、死亡者の労働条件によっても違ってくる。

たとえば、労働災害・職業病のため死亡した労働者・職員の家族に対する一般基準額をとると、家族が3人以上のときは、扶養者の月額賃金に対し、50ルーブルまでは100%, 残りの分については10%, 2人の場合は月額賃金のうち45ルーブルまでは90%, 残りの分は10%, 家族1人の場合は、40ルーブルに対しては65%, 残りは10%となっている。しかし地下労働、有害労働、高熱職場の労働に従事していた者の遺族の場合は、年金額は他の労働条件の場合のいずれよりも高く、「その他の重労働」の場合はこれについて高い。

一般の病気によって死亡した労働者・職員の遺族に対する年金額は全体的に上記の労働災害等によって死亡した遺族の年金額よりは低い。

なお、年金の最低額は全体を通じ、3人以上の遺族には月50ルーブル、2人には30ルーブル、1人には21ルーブルとなっているが、最高額は3人以上は90ルーブル、2人は60ルーブル、1人は40ルーブルである。

II 国家社会保障

国家社会保障 (以下社会保障) は老齢と労働能力喪失の市民の物的保障の制度であるという点では社会保険と表裏の関係に立っている。しかし、そ

の保障の対象、保障の種類、財源および管理組織の面では両者は異なっている。

社会保障は社会保険の適用されないカテゴリーの市民、すなわち、軍人、学生、創作者の同盟員（作家、美術家、作曲家等）、映画製作者同盟員、その他若干のカテゴリーの市民やそれらの家族等を対象として、年金、手当によって保障しようとするものであるが、実施主体は国家とその機関である。

なお、科学者とその家族は社会保険に入っているが、年金は社会保障の資金負担で受けることになっている。

また、国家に特別の功勞のあった者にはやはり社会保障によって個人年金が与えられる。

この個人年金は労働者・職員、コルホーズ員、軍人、学生、家庭の主婦その他ソ連市民で革命、国家、社会、経済の活動分野でソビエト国家に特別の功勞があり、男子 55 歳、女子 50 歳に達した者に終身支給される年金である。

社会保障機関の管理下には、補装具の製作と身体障害者への供給、老人ホームと身体障害者ホーム、職業訓練と再訓練、身体障害者の労働組織および年金生活者の文化的・生活的サービス等が入る。

社会保障に必要な一切の資金は毎年、国家、共和国および地方予算によって、直接的にまかなわれる。

社会保障は国家機関すなわち共和国社会保障者とその地方機関（自治共和国社会保険省、州、地方、区、市の社会保障部）によって、労働組合の広範な参加と統制のもとに運営される。

III コルホーズ員の社会保障

コルホーズ（農業生産協同組合）の組合員である農民に対する文化的・物質的保障は労働者・職員の保障とは内容的に大差がなくなり、年金等については 1964 年から著しく改善された。

1964 年 7 月、ソ連最高会議は「コルホーズ員の年金と手当に関する法律」を採択したが、これによって、コルホーズ員の年金・手当の支給のため、コルホーズの総収入額からの支出金でコルホーズ

員社会保障中央同盟基金が構成され、毎年、ソ連の国家予算から支出が行なわれるようになっている。

したがってコルホーズ員個人の収入からは社会保障基金のための控除が行われることはない。

年金には老齢年金と身体障害者年金があり、また、コルホーズ農民が死亡した時、その家族に労働能力喪失者がおれば、遺族年金（扶養者喪失年金）が支給される。年金は課税の対象にはならない。

年金はその受給に必要な条件が整っていて、年金を要請する時までコルホーズ員であった市民に与えられる。しかし、コルホーズ化の初期にコルホーズに入ったが、老齢または身体障害の結果コルホーズにおける労働を中断した者を除いては、コルホーズから実際に出て行ったコルホーズ員には年金受給の資格はない。また労働能力のある年齢でコルホーズと労働関係を絶ち、形式的にはコルホーズから除外されなくとも、長期にわたって、コルホーズ地区で生活していない者はコルホーズから実際に出て行った者とみなされる。

コルホーズ化の初期にコルホーズに入ったが、1965 年までに老齢（男子 60 歳以上、女子 55 歳以上）のため仕事をやめ、あるいは身体障害のため仕事を中断した者は年金受給の権利をもつ。

死亡したコルホーズ員の家族はその家族がコルホーズの組合員でなくとも年金に対する権利をもつ。

ところで、1965 年 4 月のソ連閣僚会議の決定によって、土地がソフホーズ（国営農場）や他の企業、組織などに移譲された際の旧コルホーズ員に対しては、コルホーズ員の年金に関する規定にしたがって、年金が査定され、支給される。ただ、この場合は、土地委譲の時までコルホーズ員であったことが条件となっている。

ところで、ソ連市民の中には各種年金あるいは違った機関からの年金に対して同時的に受給の権利をもっているものがあるが、この場合は本人の選択によって一つの年金が支給されることになっている。したがって、たとえば、コルホーズ農民で、軍人の身体障害年金を受けている者がいた場

合は、本人の希望によって、軍人の年金の代わりにコルホーズ員の老齢年金を受けることができる。

コルホーズ農民とその家族は権利発生の時点からいつでも年金支給の要請をすることができる。

なお、コルホーズの一員ではあるが、一般農民と違って、国家の年金保障を受ける権利をもっているものが若干いる。たとえば、コルホーズ議長(高等または中等専門教育を受けた副議長をふくむ)、高等または中等専門教育を受け、コルホーズ生産のあらゆるかなめの部署で専門的に働いているコルホーズの専門家(例: 農場、試験場を管理する班長の職責をもつ農業技師、畜産技手、獣医)、コルホーズ会計主任、コルホーズ機械化技術員等であり、それらの家族である。

IV 功 勞 年 金

功労年金は教育者、医師等保健関係者、俳優、演奏家、声楽家等舞台芸術関係者の一部、民間航空の空中勤務者等を対象とし、年金や労働能力の状態のいかんに関係なく、一定期間功労のあった者に支給される年金である。年金額や支給条件は対象のカテゴリーによって違ってくる。

教師その他教育労働者はその専門的仕事に25年以上従事した場合、医師その他保健関係者は農村や都市型農村(労働者の町)では25年以上、都市では30年以上勤務した場合、年金が支給される。

教師や医師等の功労年金の額は賃金・収入の40%で、最高額は月120ルーブルである。

ただ、この年金の権利を与える職務に引き続い

て勤めている場合は、功労年金は支給されない。

俳優等の場合はかなり細かい規制があり、その特殊性に応じて年金支給の条件も違ってくるが、大体最低20年の勤務年数を必要としている。額はおよそ、国家社会保険の年金額に準じている。

民間航空の空中勤務者の場合は男子25年以上、女子20年以上勤務した者に対して支給されるが、その額は25年(男)または20年(女)の空中勤務をやめた時点では過去12ヵ月の月平均賃金の50%である。

なお月平均賃金が200ルーブルをこえるときは年金額は200ルーブルと算定される。

また25年以上または20年以上功労年金受給に必要な職務に勤めた場合は、その超過の各年についてそれぞれ月平均賃金の3%増となる。ただし、75%をこえることはできない。

年金の最高額は月120ルーブルである。

さらに、功労年金受給の資格をもちながら功労年金の権利を与えない別の職種に勤めた者に対しては、その新しい仕事における賃金に年金を加えた総額が月250ルーブルをこえないときは、年金はその総額が250ルーブルになるように支払われる。これに反し賃金と年金を合計して250ルーブルをこえるときは、逆に250ルーブルになるように年金額は下げられる。

以上がソ連における社会保障(広義)の主要部分についての概要である。保健、医療および母性保護や児童に対するサービス等についてはほとんど触れることはできなかったが、政策のうえで重視されていることはいうまでもない。